

令和元年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和元年9月3日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和元年9月3日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第44号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第45号 | 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第46号 | 尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第47号 | 尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第48号 | 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第49号 | 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第50号 | 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第51号 | 尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第52号 | 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第53号 | 尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第54号 | 尾鷲市漁港管理条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第55号 | 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第56号 | 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について |
| 日程第16 | 議案第57号 | 令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |

- 日程第 1 7 議案第 5 8 号 令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 1 8 議案第 5 9 号 令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）
の議決について
- 日程第 1 9 議案第 6 0 号 令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）
の議決について
- 日程第 2 0 議案第 6 1 号 平成 3 0 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 2 1 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定につい
て
- 日程第 2 5 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金
の処分及び決算の認定について
（提案説明、審議留保）
- 日程第 2 6 議案第 6 7 号 尾鷲市教育委員会教育長の任命について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 7 議案第 6 8 号 尾鷲市教育委員会委員の任命について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 8 報告第 1 1 号 平成 3 0 年度健全化判断比率及び平成 3 0 年度資金
不足比率の報告について
- 日程第 2 9 報告第 1 2 号 公益財団法人尾鷲文化振興会の平成 3 0 年度事業報
告及び決算について
（報告、質疑）
- 日程第 3 0 発議第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
（提案説明、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	芝 山 有 朋 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	内 山 洋 輔 君
環境課長	竹 平 専 作 君
商工観光課長	大 和 勝 浩 君
水産農林課長	内 山 真 杉 君
建設課長	高 柳 伸 浩 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	河 合 良 之 君
尾鷲総合病院総務課長	佐 野 憲 司 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	山 口 修 史 君

教育委員会生涯学習課長	野 地 敬 史 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	大 川 太 君
監 査 委 員	福 本 和 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	北 村 英 之
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相 賀 智 恵

〔開会 午前10時00分〕

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより、令和元年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和元年第3回定例会に御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会には、議案第44号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を初めとする議案25件と報告第11号「平成30年度健全化判断比率及び平成30年度資金不足比率の報告について」を初めとする報告2件を提出させていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（濱中佳芳子議員） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、上岡雄児議員、6番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月26日までの24日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月26日までの24日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第44号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から、日程第25、議案第66号「平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計23議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました23議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 令和元年第3回定例会の開会に当たり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、おわせ港まつりについてであります。

去る8月3日に開催されました第69回おわせ港まつりにつきましては、市民の皆様、市外、県外からのお客様など、昨年と同様、およそ5万人の方々に御来場をいただきました。

当日は晴天に恵まれ、早朝よりのイタダキ市に加え、恒例の魚つかみ大会、カッター大会が開催され、会場の魚市場は大いににぎわいました。

また、午後からの特設ステージは、尾鷲高校軽音楽部、フラダンスチーム、尾鷲節保存会、坂東流柳蛙会、ロックジャム、尾鷲節保存会子ども太鼓など、多くの皆様の御出演による多彩な催しも行われ、大いに盛り上がりました。

祭りの掉尾を飾る大花火大会は、上空の風も味方し、近年にない大仕掛けなど迫力満点の花火が盛大に夏の夜空を彩り、御来場の皆様に感動が伝わり、御満足されたのではないかと考えております。

これも市民の皆様、企業、事業所各位の御理解による御協賛と、おわせ港まつり実行委員会やごみナビゲートなど、たくさんボランティアの皆様の御協力のおかげであり、敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

このように、尾鷲の伝統的な催しを今後ますます発展させ、まちの活性化につなげていかなければならないと大いに感じている次第であります。

次に、財政健全化の取り組みについてであります。

厳しい財政状況の中、昨年度においては、2019年度からの3年間の財政見通しを公表し、効率的、効果的な行財政運営を目指して、財政再建委員会で検討を重ね、当初予算編成に取り組んだところでありますが、本年度、改めて2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間の財政見通しを作成しましたので、本定例会において御報告させていただきたいと存じます。

また、本年度については、地方交付税のうち、普通交付税が見込みを上回ったものの、令和3年度には国勢調査人口の減少による影響が見込まれ、市税についても引き続き減少傾向が予想されることから、財政状況は依然として厳しい状況が続くものと考えております。

こうした状況を踏まえ、今後も選択と集中を徹底したより一層の行財政改革を断行し、財政の健全化に取り組んでまいります。

次に、おわせSEAモデルについてであります。

おわせSEAモデル協議会におきましては、策定いたしましたグランドデザインのもと、新たなエネルギーと豊かな自然の力を軸とした産業、観光、市民サービスを融合した拠点として、人々が集い、活気あふれる尾鷲を目指し、鋭意協議を進めております。

現在、つり棧橋検討部会を初め各部会において想定事業の可能性を検討しつつ、基本計画、そして実施計画の作成に向け検討を重ねているところであり、とりわけ、本市がリーダーを担うプロジェクトSの部分につきましては、策定したグランドデザインについて、十数社に及ぶ金融機関やコンサル企業を初め、あらゆる企業、機関へ直接訪問し、周知活動を行うとともに、積極的な意見交換を実施しているところであります。

また、協議会におきましては、おわせSEAモデル構想をより広く周知するためのホームページを作成したところであり、グランドデザインの周知や新たなビジネスモデルの創出を目指す企業参画の呼びかけを行っているところであります。

このように、地産地消エネルギーによる産業振興、また、集客交流人口の拡大に向け、具体的な事業計画策定の取り組みを進めておりますので、市民の皆様を初め、議員の皆様、関係者の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げるところであります。

次に、自然環境及び良好な生活環境の保全についてであります。

近年、本市を含む近隣市町に県外から大量の土砂が搬入され、市民の皆様からは生活環境に対する不安や心配の声が上がっております。

このような市民の皆様への不安や心配を払拭するため、土砂等の埋め立て等の行為に対して、災害の防止と環境保全を目的とした条例制定に向けて検討を進めているところであります。

本条例におきましては、搬入される土砂等の基準や、崩落などによる災害を防止するための行動基準を定めることとし、市民の皆様からの御意見も参考にしながら、条例化に取り組んでまいります。

次に、防災対策についてであります。

本市は、過去から今日に至るまで、台風や大雨による土砂災害の発生、地震による津波の襲来といった災害による被害を経験してきた地域であります。昨年度も台風21号、台風24号の強い風により、さまざまな被害が発生いたしました。

自然災害からの被害を軽減するためには、これまで発生した災害から得られた教訓を的確に生かし、平常時より災害に対する備えを心がけ、発災時にはみずから身の安全を守る自助とともに、地域住民が連携してお互いに助け合う共助の取り組みをさらに拡大させることが重要であります。

このようなことから、本市では毎年市民の皆様と総ぐるみで尾鷲市防災訓練を実施しており、訓練内容につきましては各自主防災会が企画し、訓練指導を防災危機管理課を初め、地元消防団員や消防職員と協力し、地域のみんなで災害に立ち向かうという連帯感の醸成を目的としているところであります。

本年度も多くの自主防災会、自治会におかれましては、尾鷲市防災訓練に参加予定であり、その実施時期につきましては、近年の記録的な暑さを考慮し、来る10月27日に実施を試みることであります。

市民の皆様へ根づきつつある防災文化を風化させることなくさらに醸成し、本市全域での被災者ゼロを目指していきたいと考えておりますので、市民の皆様への積極的な参加をお願い申し上げます。

次に、防災行政無線のデジタル化につきましては、電波法による使用制限や機器の経年劣化に伴い、新たに整備を行うこととしてあります。昨年度には防災行政無線整備の基本計画を策定し、実施設計を行い、本年度からの2カ年で本体工事を進めてまいりたいと考えております。

本整備事業は、地震、津波等の緊急情報や台風等の気象情報を初めとして、情報を速やかに伝達する手段であることから、本事業の推進により、なお一層の防災、減災に努めてまいりたいと考えております。

次に、健康増進等普及啓発強化事業についてであります。

本市では健康寿命の延伸に向け、健康増進計画に基づき、本年6月から毎月市民の皆様に対しキャンペーンを行い、健康増進等普及啓発強化事業に取り組んでおります。

本事業では、各関係機関と連携し、6月の受動喫煙防止を初め、特定健診、がん検診の受診推奨、食生活の改善、運動習慣の改善、メンタルヘルスなど、PR用啓発物品の配布やのぼり等を活用した街頭キャンペーンを実施しております。

本キャンペーンは来年3月までを強化期間とし、月がわりで実施するもので、市民の皆様の健康増進及び生活習慣病の重症化予防等に取り組んでまいります。

次に、プレミアム商品券事業についてであります。

本事業は、本年10月に予定されております消費税の10%の引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に対する影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、市内の店舗で利用できるプレミアムつき商品券を発行するものであります。

国の財政支援を活用し、全国の自治体で実施されているところであり、本市におきましても本年10月から販売及び利用開始となりますので、対象者の方には本事業を御理解いただき、積極的な御利用をお願い申し上げます。

次に、子育て支援の推進についてであります。

子ども医療費につきましては、中学校卒業までの子供を対象に、既に無償化を実施しておりますが、さらに、本年9月診療分からゼロ歳から6歳までの未就学利用対象に、医療機関での支払いが不要となる窓口負担の無償化を実施いたします。

次に、幼児教育・保育の無償化につきましては、幼稚園及び保育園に通う3歳から5歳までの全ての子供及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象に本年10月から実施します。

このように、子ども医療費、保育料の無償化により子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることで、より一層の子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、第7回おわせっ子共育フェスティバルの開催についてであります。

本フェスティバルは、これまで市内の子供たちが集い、見合い、聞き合う学びの場として、また、多くの人々の前に立ち、発表することが自信や意欲につながる体験の場として実施しております。

これにより、それぞれの学校が工夫を凝らして発表を繰り広げ、観客の皆様にご感動を与えており、何よりも子供たちがみずからの発表を行うことで、大きな自

信につながっていると捉えております。

本年度につきましては、「尾鷲に生きる」テーマに、本年11月22日にせぎやまホールにて開催いたします。保護者や地域の皆様にもぜひ御来場いただき、おわせ人として次代を担う子供たちに励ましの声援を送っていただきますようお願い申し上げます。

次に、三木幼稚園についてであります。

保護者の皆様や地域の方々を初め、関係者の方々の御尽力により、本年4月から賀田小、三木小、三木里小学校の3校が統合したことに伴い、三木幼稚園も賀田小学校に併設され、新たにスタートを切りました。

新たな三木幼稚園の園児たちは、小学校に通うお兄さん、お姉さんたちと一緒に通うことができ、また、いろいろな場面での交流もあり、小学生のたくましさや優しさに接し、集団遊びでも元気いっぱい活動するなど、ともに成長する姿を見せてくれております。

しかしながら、現在在園している園児たちは本年度で卒園し、来年度、新たな園児が見込めない状況であることや、今後の未就学児数の推移を考慮いたしますと、ここで一定の決断が必要であると考え、本年度をもって廃園するという結論に至りました。地域の皆様方を初め、関係者の方々の御理解のほどお願い申し上げます。

次に、尾鷲総合病院の維持、存続についてであります。

尾鷲総合病院は、人口減少に伴い患者数が減少し、病院の経営状況は年々厳しくなっており、持続可能な経営数値を確保するには大変難しい状況にあります。

今後、人口減少が進む中、医療需要の減少がますます見込まれますが、尾鷲総合病院を維持、存続していくためには、地域の医療需要に沿った適切な医療提供体制を構築し、経営の健全化を図っていく必要があります。

これらの取り組みを計画に進めるため、病院新改革プランの見直しを行うことをさきの定例会にて御報告申し上げましたが、このたび中間案がまとまりましたので、本定例会にて御報告申し上げたく存じます。

それでは、今回の提案しております議案第44号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から議案第66号「平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの2

3 議案について説明いたします。

議案書の 1 ページをごらんください。

議案第 4 4 号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年 6 月に公布されました。

同法第 4 4 条において、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項に係る措置の適正を図られたところであります。

これにより地方公務員法が改正され、本年 1 2 月 1 4 日から施行されることに伴い、本市関係条例の整備を行うものであります。

次に、議案第 4 5 号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、本年 1 0 月 1 日より実施予定となっている幼児教育・保育の無償化に関連し、本年 5 月に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において支給認定等の略称が改正されたことに伴い、本市条例において使用されている略称について改正するものであります。

次に、7 ページの議案第 4 6 号「尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の制定について」につきましては、全国的な問題として適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて、空き家等の活用を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成 2 6 年に公布されております。本市においても空き家等に関する施策を推進するに当たり、必要な事項を定めるものであります。

次に、1 0 ページの議案第 4 7 号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」につきましては、本年 4 月、住民基本台帳法施行令の一部が改正されたことに伴い、本年 1 1 月 5 日より希望者は住民基本台帳に旧姓（旧氏）を記録することが可能となったため、印鑑登録及び証明においても旧姓を使用できるよう、本条例の一部を改正するものであります。

次に、1 3 ページの議案第 4 8 号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、財政の健全化に資するため、平成 3 0 年 4 月より三役の給与を減額する措置を講じていますが、減額期間はそれぞれの任期

となっているため、現教育長の任期満了に伴い、減額期間を延長するものであります。

次に、議案第49号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月に公布され、工業標準化法の名称が産業標準化法に改正され、同法で規定する「日本工業規格（JIS）」の名称を「日本産業規格（JIS）」に改める改正内容が本年7月に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第50号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」につきましては、来年度以降、三木幼稚園への新規入園児の見込みがなく、本年度末をもって廃園とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、本年3月、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準に準拠している本条例の一部を改正するものであります。

また、学校教育法の改正により、専門職大学の制度が創設され、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同様とみなされることとなることから、本条例該当箇所についてもあわせて改正するものであります。

次に、議案第52号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、本年3月、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、同基準に準拠している本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」につきましては、本年6月、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号「尾鷲市漁港管理条例の一部改正について」につきましては、模範漁港管理規程令の一部が改正され、民間活力の導入も視野に、水産業の振興や漁村のにぎわいの創出の場として漁港の有効活用を図るため、模範漁港管理規程令で定める漁港施設（用地を含む）の占有期間を延長するための改正であります。

次に、議案第55号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」につきましては、平成30年12月、水道法が改正され、各自治体における指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入され、更新に際し更新料を設定する必

要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、29ページの議案第56号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」から、33ページの議案第60号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案について一括して説明いたします。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第3号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正計上は、予算集計表の記載のとおり、一般会計で5億3,749万6,000円、国民健康保険事業会計で3,624万7,000円、後期高齢者医療事業会計で601万9,000円をそれぞれ追加し、水道事業会計では歳入で200万1,000円を追加し、これにより各会計を含めた予算総額を191億726万9,000円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについて説明いたします。

9款地方特例交付金371万7,000円の増額は、額の確定により169万8,000円の増額、消費税率引き上げに伴う消費の反動減対策として創設された自動車税減収補填特例交付金147万7,000円の追加をした主なものであります。

10款地方交付税は、普通交付税の額の確定により2億6,801万7,000円を増額するものであります。これは主に、償却資産税の減少に伴う基準財政収入額の減少及び基準財政需要額において、社会福祉や高齢者保健福祉費等の単位数費用及び補正係数等が例年の水準を大幅に上回り、算定額が見込みを上回ったこと、また、臨時財政対策債の振替額が見込みを下回ったことにより、総額として増額となったことが主な要因であります。

14款国庫支出金524万3,000円の増額は、医療扶助費等、国庫負担金前年度精算金486万6,000円、生活保護システム改修に対する生活困窮者就労準備支援事業等補助金168万6,000円の増額が主なものであります。

15款県支出金132万2,000円の増額は、森林再生力強化対策事業補助金に対するみえ森と緑の県民税市町交付金199万7,000円の追加が主なものであります。

18款繰入金621万7,000円の増額は、前年度等の精算金として、後期

高齢者医療事業会計から41万2,000円、国民健康保険事業会計から580万5,000円を繰り入れるものであります。

19款繰越金2億1,834万3,000円の増額は、平成30年度決算に伴う繰越金であります。

20款諸収入353万7,000円の増額は、地域支援事業（社会保障充実分）前年度精算金の追加であります。

21款市債3,110万円の増額は、防災行政無線デジタル化事業債9,310万円の追加、令和元年度普通交付税の算出に基づく臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、6,200万円を減額するものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて次のページで説明いたします。

4ページをごらんください。

総務費の財産管理では、基金積立金として財政調整基金積立金3億7,0088万円、ふるさと応援基金積立金2,772万5,000円ほか、記載のとおり各基金に積み立てるものであります。

企画費では、企画振興事業として、令和2年度以降の尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のための費用38万5,000円の追加であります。

防災費では、防災行政無線デジタル化事業で、電波法の改正により現在のアナログ方式の防災行政無線が使用できなくなることから、新たにデジタル方式の防災行政無線等を整備する費用として、防災行政無線デジタル化整備工事監理業務委託料165万円の増額、防災行政無線デジタル化整備工事請負費9,143万2,000円の追加であります。

民生費では、各事業における前年度精算金の追加のほか、自立支援給付事業で、事業量の減少による放課後等のデイサービス給付費113万円、児童発達支援事業費212万5,000円の減額、生活保護総務費で、生活保護法の改正に伴う進学準備給付金制度に対応するためのシステム改修費用として、生活保護システム改修委託料313万5,000円の追加が主なものであります。

農林水産業費の林業振興費では、みえ森と緑の県民税連携林事業を新規に追加するもので、森林所有者が行う新たな植えつけ地等への獣害防止施設等の整備に対する支援として、森林再生力強化対策事業補助金199万7,000円を追加

するものであります。

教育費の学校管理費では、中学校施設整備事業として、尾鷲中学校の貯水槽給水ポンプ2機のうち1機が故障し、残りの1機についても万全な状態ではないことから、1機分の修繕料として約118万8,000円を増額するのであります。

公債費では、平成30年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で82万9,000円の増額、公債費利子で276万5,000円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6ページをごらんください。

追加で、尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事監理業務委託及び尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事につきましては、2カ年にわたる整備事業の令和2年度事業費について、債務負担行為を設定するものであります。

尾鷲市民文化会館指定管理料につきましても、翌年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

次に、7ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、3,624万7,000円を追加し、歳入歳出総額を24億6,280万5,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金3,542万1,000円、諸収入82万6,000円の増額であります。

歳出は、基金積立金で、財政調整基金積立金1,716万6,000円の増額、諸支出金1,908万1,000円の増額は、普通交付金前年度精算金1,327万6,000円、事業費等の精算による一般会計繰出金580万5,000円の追加であります。

8ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、601万9,000円を追加し、歳入歳出総額を6億1,541万1,000円とするものであります。

歳入は、前年度から繰越金601万9,000円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金560万7,000円の増額と、諸支出金で、事務費等の精算による一般会計への繰出金41万2,000円の増額であります。

9ページをごらんください。

病院事業会計であります。債務負担行為補正について説明いたします。

給食業務委託1件の追加で、これにつきましては、翌年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。事項、期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

次に、水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入で、営業外収益が平成29年9月に棄却となった損害賠償請求事件の第二審裁判費用に係る保険金として、雑収益200万1,000円の増額であります。

以上をもちまして、議案第56号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」から議案第60号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書の34ページをごらんください。

議案第61号「平成30年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、37ページの議案第64号「平成30年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの4議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明いたさせます。

また、議案第65号「平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と議案第66号「平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 次に、平山会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長（平山始君）登壇〕

会計管理者兼会計課長（平山始君） それでは、議案第61号「平成30年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第64号「平成30年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計4議案につきまして、平成30年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要を御説明いたします。

1ページをごらんください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では、歳入歳出ともに予算現額は同額の約103億66万4,000円に対し、歳入決算額は102億2,369万8,925円、予算現額に対する収入率は99.2%であります。

歳出決算額は100億449万2,534円で、執行率は97.1%となり、歳入歳出差引残額は2億1,920万6,391円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出ともに予算現額は同額の26億5,802万7,000円に対し、歳入決算額は26億645万2,876円、予算現額に対する収入率は98.0%であります。

歳出決算額は25億7,103万577円、執行率は96.7%、歳入歳出差引残額は3,542万2,819円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出ともに予算現額は同額の6億3,528万8,000円に対し、歳入決算額は6億3,810万3,656円、予算現額に対する収入率は100.4%であります。

歳出決算額は6億3,208万3,664円、執行率は99.4%、歳入歳出差引残額は601万9,992円であります。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の106万4,000円に対し、決算額は歳入歳出とも同額の106万3,404円、収入率、執行率は99.9%、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

以上、平成30年度の決算総額は、予算現額135億9,504万3,000円に対し、歳入決算額は134億6,931万8,861円、予算現額に対する収入率は99.0%であります。

歳出決算額は132億866万9,659円、執行率は97.1%、歳入歳出差引残額は2億6,064万9,202円であります。

次に、2ページをごらんください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものが区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が86万2,000円でございますので、これを差し引いた2億1,834万4,391円が実質収支額となり、令和元年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額86万2,000円は、6月3日に開会されました令和元年度第2回定例会の報告第8号にて報告させていただきました、平成30年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額1億3,18

6万3,000円の財源内訳における一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページをごらんください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により、各款別の主なものについて御説明いたします。

1款市税は、予算現額21億4,102万3,000円に対し、調定額は22億6,969万1,910円、収入済額は21億8,135万1,447円、一般会計収入済額全体（構成比）の21.3%を占めております。前年度との比較は、4,588万5,953円の減少となっており、その主な要因は、固定資産税及び都市計画税の減収であります。不納欠損額は65万7,694円、前年等との比較は505万3,377円の減少であります。収入未済額は8,768万2,769円、前年度との比較は947万6,323円の増加であり、収納率は96.1%であります。

2款地方譲与税の収入済額は5,130万円、前年度との比較は40万1,000円の増加であります。

3款利子割交付金の収入済額は462万4,000円、前年度との比較は22万9,000円の減少であります。

4款配当割交付金の収入済額は929万1,000円、前年度との比較は281万円の減少であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は740万9,000円、前年度との比較は451万円の減少であります。

6款地方消費税交付金の収入済額は3億3,783万5,000円、前年度との比較は2,169万円の増加であります。

7款自動車取得税交付金の収入済額は1,954万7,000円、前年度との比較は100万8,000円の増加であります。

8款地方特例交付金の収入済額は753万6,000円、前年度との比較は149万7,000円の増加であります。

次に、5、6ページをごらんください。

9款地方交付税の収入済額は35億6,570万6,000円、一般会計収入済額全体の34.9%を占めております。前年度との比較は、687万8,000円

の減少であります。

10 款交通安全対策特別交付金の収入済額は 2 2 6 万 7, 0 0 0 円、前年度との比較は 2 0 万 4, 0 0 0 円の減少であります。

11 款分担金及び負担金の収入済額は 1 億 3, 2 8 7 万 2, 6 7 6 円、前年度との比較は 8 8 万 5 1 円の減少であります。

収入未済額は 7 3 2 万 3, 3 8 0 円、主なものは保育所入所保護者負担金であります。

12 款使用料及び手数料の収入済額は 1 億 2, 1 6 3 万 5, 4 1 7 円、前年度との比較は 2 6 4 万 1, 8 9 2 円の減少であります。

収入未済額は 7 8 3 万 4, 8 0 0 円、主に市営住宅使用料及びし尿手数料であります。

13 款国庫支出金の収入済額は 8 億 6, 5 5 0 万 3, 9 7 7 円、前年度との比較は 7, 8 9 1 万 2, 9 9 6 円の減少であります。これは、主に総務費国庫補助金及び民生費国庫補助金の減少によるものであります。

14 款県支出金の収入済額は 5 億 8, 6 4 6 万 5, 7 6 2 円、前年度との比較は 1, 1 0 7 万 9, 9 8 7 円の増加であります。これは、主に総務費県補助金、民生費県補助金の増加によるものであります。

15 款財産収入の収入済額は 4, 2 1 2 万 4, 0 0 6 円、前年度との比較は 4 7 2 万 5 4 4 円の増加であります。これは、不動産売払収入の増加によるものであります。

次に、7、8 ページをごらんください。

16 款寄附金の収入済額は 1 億 3, 7 3 7 万 4, 0 0 0 円、前年度との比較は 1, 5 6 0 万 4, 8 8 9 円の増加であります。これは、ふるさと寄附金制度による寄附金、いわゆるふるさと納税の増加が主な要因であります。

17 款繰入金の収入済額は 1 1 億 5, 7 8 9 万 2, 2 7 8 円、前年度との比較は 3 億 2, 0 4 5 万 3, 6 8 3 円の増加であります。これは、財政調整基金繰入金の増加によることが主な要因であります。

18 款の繰越金の収入済額は 2 億 4, 5 5 1 万 6, 9 7 2 円であります。

19 款諸収入の収入済額は 1 億 3, 5 4 4 万 7, 3 9 0 円、前年度との比較は 7 3 2 万 2, 1 5 9 円の増加であり、これは、民生費受託事業収入の増加が主な要因であります。

収入未済額は 1, 1 3 9 万 2, 4 0 1 円、主なものは奨学資金貸付金返還金が約

1 2 7 万 7, 5 0 0 円、生活保護法第 6 3 条、第 7 8 条及び第 7 8 条の 2 による返還金が 1, 0 0 9 万 3, 9 0 1 円であります。

2 0 款市債の収入済額は 6 億 1, 2 0 0 万円、前年度との比較は 1 億 6, 0 2 0 万の減少であります。

科目別の詳細は備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額 1 0 3 億 6 6 万 4, 0 0 0 円に對しまして、調定額 1 0 3 億 3, 8 5 8 万 9, 9 6 9 円、収入済額は約 1 0 2 億 2, 3 6 9 万 8, 9 2 5 円、前年度との比較は 5, 3 8 8 万 3, 1 7 1 円の増加となり、不納欠損額は 6 5 万 7, 6 9 4 円、収入未済額は 1 億 1, 4 2 3 万 3, 3 5 0 円、収入未済額の大半は市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は 9 9. 2 %、調定に対する収入割合は 9 8. 8 %であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額の比較で、各節の増減額 5 0 万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の 3 5 ページから 3 8 ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、9、10 ページをごらんください。

一般会計の歳出款別決算額調があります。

歳入同様、主なものについて御説明いたします。

1 款議会費は、支出済額 1 億 1, 7 9 7 万 5, 1 3 0 円、前年度との比較は 1 6 1 万 7, 6 7 4 円の増加であります。この主な要因は、前年度において議員 1 名の辞職等により議員報酬等が減額となっておりますが、平成 3 0 年度は定数となったこと等から増加となったものであります。執行率は 9 7. 5 %であります。

2 款総務費は、支出済額 2 0 億 3, 9 3 2 万 3, 4 3 3 円、前年度との比較は 2 億 1, 9 8 4 万 5, 7 4 6 円の増加であります。主な要因は、総務管理費における財産管理費の増加によるものであります。執行率は 9 7. 4 %であります。

3 款民生費は、支出済額 3 2 億 7 1 4 万 6, 2 2 0 円、前年度との比較は 2 億 5, 1 5 8 万 1, 4 3 8 円の減少であります。この主な要因は、児童福祉費における児童福祉総務費の減少によるものであります。執行率は 9 8. 5 %であります。

4 款衛生費は、支出済額 1 4 億 6, 0 5 7 万 4, 2 4 9 円、前年度との比較は 1, 5 3 7 万円 8, 0 5 0 円の減少であります。この主な要因は、病院費の減少によるもので、執行率は 9 8. 6 %であります。

次に、11、12ページをごらんください。

5款農林水産業費は、支出済額4億4,559万8,220円、前年度との比較は3,053万2,407円の増加であります。この主な要因は、水産業費における漁港建設費の増加によるものであります。執行率は98.2%であります。

6款商工費は、支出済額1億3,127万9,017円、前年度との比較は1,057万5,477円の増加であります。この主な要因は、商工費における商工総務費の増加によるものであります。執行率は98.2%であります。

7款土木費は、支出済額3億4,681万8,728円、前年度との比較は4,065万5,751円の増加であります。この主な要因は、河川費及び都市計画費の増加によるものであります。翌年度繰越額1,386万3,000円は、急傾斜地崩壊対策事業であります。執行率は95.1%であります。

次に、8款消防費は、支出済額4億6,139万7,060円、前年度との比較は829万7,298円の減少であります。この主な要因は、消防費における常備消防費の減少によるものであります。執行率は99.1%であります。

9款教育費は、支出済額6億4,467万5,131円、前年度との比較は2,547万3,458円の増加であります。この主な要因は、教育総務費における事務局費の増加によるものであります。翌年度繰越額1億1,800万円は、幼稚園及び小中学校空調設備設置事業であります。執行率は82.3%であります。

次に、13、14ページをごらんください。

10款災害復旧費は、支出済額211万6,800円、前年度との比較は108万810円の減少であります。この主な要因は、農林水産業施設災害復旧費の減少によるものであります。執行率は50.4%であります。

11款公債費は、支出済額11億4,758万8,546円、前年度との比較は2,783万5,765円の増加であります。

12款予備費につきましては不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額103億66万4,000円に対し、支出済額は100億449万2,534円で、前年度との比較は8,019万3,752円の増加であります。

翌年度繰越額は1億3,186万3,000円、不用額は1億4,630万8,466円、執行率は97.1%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を39ページから44ページにかけて記載してお

りますので、後ほど御参照ください。

次に、15ページをごらんください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフであらわしたものでございます。

構成比率の高い順から申し上げますと、地方交付税34.9%、市税が21.3%、繰入金11.3%、以下は記載のとおりであります。

なお、括弧内の数字は前年度の構成比率であります。

次に、16ページの歳出の構成比でございますが、民生費32.1%、総務費20.4%、衛生費14.6%、以下は記載のとおりであります。

次に、17ページをごらんください。

この表は一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものであります。決算額の合計100億449万3,000円のうち、義務的経費は43億511万7,000円、全体の43.0%を占めております。前年度との比較は、1,144万5,000円の減少であります。

次に、投資的経費は6億5,585万7,000円、前年度との比較は1億2,535万6,000円の減少で、構成比は6.6%であります。

次に、その他経費は50億4,351万9,000円、前年度との比較は約2億1,699万5,000円の増額で、構成比は全体の50.4%であります。

なお、この性質別経費を円グラフであらわしたものが18ページに掲載してあります。

次に、19、20ページをごらんください。

この表は、平成15年度から国保、老人保健、後期高齢、公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合等への負担金について支出状況をまとめたものであります。

19ページ、繰出金、下から2段目の平成30年度の欄をごらんください。

国保、後期高齢、公共下水各特別会計の繰出金はそれぞれ記載のとおりで、合計6億2,823万2,000円であります。

19ページから20ページ、負担金の平成30年度の欄をごらんください。

病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合等への負担金は合計13億9,387万1,000円であります。繰出金と負担金の合計は20億2,210万3,000円であります。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について御説明いたします。

21、22ページをごらんください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額3億6,318万7,000円に対し、調定額は4億4,452万9,354円、収入済額は3億6,483万413円、国民健康保険事業特別会計収入済額全体の14.0%を占めております。前年度との比較は、2,141万3,226円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。不納欠損額は148万6,588円、前年度との比較は227万9,567円の減少であります。収入未済額は7,821万2,353円、前年度より303万7,299円の増加であります。収入率は100.4%、収納率は82.0%であります。

2款県支出金の収入済額は18億1,607万3,152円、国民健康保険事業特別会計収入済額全体の69.7%を占めております。前年度との比較は16億8,938万6,539円の増加であります。この主な要因は、国保制度改革に伴う普通交付金の増加によるものであります。

3款財産収入は、収入済額1万円、前年度と比較して3万1,000円の減少であります。

4款繰入金は、収入済額2億5,631万8,837円、前年度との比較は1億1,529万1,927円の減少であります。この主な要因は、国保財政調整基金繰入金の減少であります。

5款繰越金は、前年度からの繰越金1億5,793万4,142円であります。

6款諸収入は、収入済額1,128万6,332円、主に延滞金や医療費返納金などの収入であります。前年度との比較は121万3,167円の減少であります。

次の国庫支出金、療養給付費等交付金につきましては、平成29年度の予算科目で、国保財政の県一元化に伴いそれぞれ皆減となっております。

次に、23、24ページをごらんください。

前期高齢者交付金及び共同事業交付金につきましても、国保財政の県一元化に伴い、それぞれ皆減であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額26億5,802万7,000円に対し、調定額26億8,692万2,508円、収入済額26億645万2,876円、不納欠損額148万6,588円、収入未済額7,898万3,044円であります。収入率は98.0%、収納率は97.0%であります。

次に、25、26ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費は、支出済額5,854万9,914円、前年度との比較は478万145円の減少であります。執行率は95.8%であります。

2款保険給付費は、支出済額17億7,204万6,796円、支出済額全体の68.9%を占めております。前年度との比較は3,843万7,672円の減少であります。この主な要因は、療養諸費における一般分及び退職分療養給付費等の減少によるものであります。執行率は95.7%であります。

3款国民健康保険事業費納付金は国保制度改革に伴う新規科目で、支出済額9億5,960万8,857円で、一般被保険者医療給付費分3億8,361万1,000円ほか、三重県への納付金であります。執行率は99.9%であります。

4款共同事業拠出金は、支出済額203円、前年度との比較は5億409万7,485円の減少であります。この主な要因は、国保制度改革に伴う高額共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の皆減によるものであります。

5款保健事業費は、支出済額2,256万6,052円、前年度との比較は424万6,861円の増加であります。この主な要因は、特定健康診査等事業費及び疾病予防費の増加によるものであります。執行率は85.1%であります。

6款基金積立金は、支出済額1億1,853万8,000円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は、2,143万7,000円の増加であります。

7款公債費につきましては不執行であります。

次に、27、28ページをごらんください。

8款諸支出金は、支出済額3,972万235円、前年度との比較は900万8,092円の増加であります。この主な要因は、退職償還金及び還付加算金の皆増によるものであります。執行率は96.1%であります。

次の後期高齢者納付金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金につきましては、国保制度改革に伴う皆減となっております。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計額は、予算現額26億5,802万7,000円に対しまして、支出済額は25億7,103万57円、前年度との比較は3億3,644万7,092円の減少であります。不用額は8,699万6,943円、執行率は96.7%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、

45ページから48ページにかけて記載してありますので、後ほど御参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について御説明いたします。

29、30ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1款後期高齢者医療保険料の収入済額は2億35万2,633円、前年度との比較は716万8,096円の増加であります。収入率は101.9%、収納率は98.1%であります。不納欠損額は1万4,134円、収入未済額は371万2,328円であります。

2款国庫支出金は、平成30年度に交付の対象となった補助事業に係る新規科目で、収入済額は139万3,000円、後期高齢者医療システム改修に係る高齢者医療制度円滑運営事業補助金の皆増であります。

3款繰入金の収入済額は4億1,058万722円、前年度との比較は503万8,922円の減少であります。この主な要因は、事務費繰入金の減少によるものであります。

4款繰越金の収入済額は561万7,709円で、前年度からの繰越金であります。

5款諸収入の収入済額は2,015万9,592円、前年度との比較は264万5,626円の減少であります。この主な要因は、前年度精算金の減少によるものであります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額6億3,528万8,000円に対し、調定額は6億4,183万118円、収入済額は6億3,810万3,656円、不納欠損額1万4,134円、収入未済額371万2,328円、収入率は100.4%、収納率は99.4%となりました。

次に、31、32ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費の支出済額は1,144万363円、前年度との比較は146万4,716円の増加であり、執行率は96.5%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は5億9,999万9,656円、支出総額の94.9%を占めております。前年度との比較は112万5,559円の増加であります。

3款諸支出金の支出済額は2,064万3,645円で、一般会計への繰出金等

であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額 6 億 3,528 万 8,000 円に対しまして、支出済額 6 億 3,208 万 3,664 円、不用額 320 万 4,336 円、執行率は 99.4% であります。

なお、歳入歳出各節 50 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、49 ページから 50 ページにかけて記載してありますので、後ほど御参照ください。

次に、公共下水道事業特別会計の決算概要について御説明いたします。

33、34 ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出款別決算額調でございます。

収入済額、支出済額、いずれも同額の 106 万 3,404 円であります。

歳入の 1 款繰入金の収入済額は一般会計からの繰入金で、収入率は 99.9%、歳出の 1 款公債費の支出済額は、市債の償還元金及び償還利子で、不用額は 596 円、執行率は 99.9% となりました。

以上、平成 30 年度尾鷲市一般会計及び三つの特別会計の歳入歳出決算の概要について説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほどごらんください。

なお、内容の詳細につきましては、行政常任委員会におきまして御説明いたしますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（瀨中佳芳子議員） ここで休憩いたします。再開は 11 時 20 分からといたします。

〔休憩 午前 11 時 09 分〕

〔再開 午前 11 時 23 分〕

議長（瀨中佳芳子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、河合病院事務長。

〔尾鷲総合病院事務長（河合良之君）登壇〕

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 議案第 65 号「平成 30 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきまして御説明申し上げます。

まず、決算の御説明の前に、平成 30 年度の病院稼働状況について御説明申し上げます。

平成 30 年度尾鷲市病院事業会計決算書の 19 ページの業務、1、業務量、

(1) 稼働状況をごらんください。

平成30年度の入院の延患者数は、一般病棟が5万5,167人、療養病棟が1万827人、合計6万5,994人で、前年度と比較して4,670人減少しております。

また、病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対して76.0%、療養病棟の病床数56床に対して53.0%、全体の病床利用率は70.9%で、前年度と比較して5ポイント減少しております。

外来の延べ患者数は9万4,244人で、前年度と比較して3,662人減少しております。

次に、20、21ページをごらんください。

(2) 科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、外科が1,076人、眼科が50人増加しておりますが、内科が3,263人、呼吸器外科が353人、整形外科が958人、小児科が1人、産婦人科が150人、耳鼻咽喉科が1人、皮膚科が107人、泌尿器科が963人減少しております。

また、外来では、内科が792人、眼科が502人、精神科が2人、放射線科が4人増加しておりますが、神経内科が131人、外科が101人、呼吸器外科が497人、脳神経外科が306人、整形外科が2,202人、小児科が443人、産婦人科が231人、耳鼻咽喉科が58人、皮膚科が429人、泌尿器科が564人減少しております。

それでは、平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について御説明いたします。

1、2ページをごらんください。

(1) 収益的収入及び支出の収入では、第1款病院事業収益の予算額42億8,910万7,000円に対し、決算額は42億6,060万9,538円で、予算額に比べ2,849万7,462円の減であります。

次に、支出では、第1款病院事業費用の予算額44億1,123万7,000円に対し、決算額は43億8,243万2,654円で、不用額は2,880万4,346円であります。

次に、3、4ページをごらんください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入の予算額3億219万4,000円に対し、決算額は3億99万3,000円で、予算額に比べ120万1,000円の減であります。

次に、支出では、第1款資本的支出の予算額4億3,006万6,000円に対し、決算額は4億1,939万4,587円で、不用額は1,067万1,413円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する約1億1,840万1,587円につきましては、全額一時借入金で措置しております。

次に、5、6ページの損益計算書をごらんください。

1、医業収益は37億225万7,646円、2、医業費用は41億7,163万7,019円で、医業損失は4億6,937万9,373円であります。

3、医業外収益は5億4,645万8,036円、4、医業外費用は1億9,690万6,073円で、医業外収支は3億4,955万1,963円であります。

この額から医業損失を差し引いた1億1,982万7,410円が経常損失であります。

5、特別利益は186万1,714円、6、特別損失は655万8,250円で、経常損失からこの収支差を差し引いた当年度純損失は1億2,452万3,946円であります。

これに前年度繰越欠損金28億650万134円を加えた当年度未処理欠損金は29億3,102万4,080円となり、この額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、7、8ページの剰余金計算書をごらんください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の2億85万6,095円であります。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ3,130万9,412円、1,827万6,650円、1億6,696万3,762円であります。

その他資本剰余金は償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金1,052万7,000円により、当年度末残高は25億8,706万5,421円であります。

これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は28億361万5,245円あります。

次に、利益剰余金は、当年度純損失1億2,452万3,946円により、当年度末残高はマイナス29億3,102万4,080円あります。

次に、7ページからの欠損金処理計算書をごらんください。

いずれも当年度処分額はありませので、資本金の処分後残高は2億85万6,095円、資本剰余金の処分後残高は28億361万5,245円、未処理欠損金の処分後残高はマイナス29億3,102万4,080円であります。

次に、9ページから11ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、9ページの資産の部をごらんください。

1、固定資産の(1)有形固定資産は、イからトまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた29億5,729万9,746円であります。(2)無形固定資産は327万9,200円であります。(3)投資その他資産は1,405万650円で、これら固定資産合計は29億7,462万9,596円であります。

2、流動資産は、(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品、(4)前払金を合わせた流動資産合計6億5,189万1,086円であります。固定資産、流動資産を合わせた資産合計は36億2,652万682円であります。

次に、10ページの負債の部をごらんください。

3、固定負債の(1)企業債は、令和2年度以降償還予定の企業債18億9,218万9,460円あります。(2)引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した3億2,037万9,409円で、固定負債合計は22億1,256万8,869円あります。

4、流動負債の(1)一時借入金は3億6,100万円で、前年度と比較して1,100万円の増であります。(2)企業債は、令和元年度償還予定の3億1,046万6,608円あります。(3)未払金は2億6,434万9,919円あります。(4)引当金は、イ、賞与引当金、ロ、法定福利費引当金で、引当金合計は1億3,344万8,475円あります。(5)その他流動負債は1,875万4,244円で、流動負債合計は10億8,801万9,246円あります。

5、繰延収益は、収益から累計額を差し引いた長期前受金が2億5,248万5,307円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は35億5,307万3,422円あります。

次に、11ページ、資本の部をごらんください。

6、基本金は2億85万6,095円あります。

7、剰余金の(1)資本剰余金は、イ、受贈財産評価額、ロ、寄附金、ハ、国県補助金、ニ、その他資本剰余金を合計した28億361万5,245円であり

ます。(2) 欠損金は、イ、当年度未処理欠損金と同額の29億3,102万4,080円となり、これを資本剰余金から差し引いたマイナス1億2,740万8,835円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は7,344万7,260円、負債の部と合わせた負債資本合計は36億2,652万682円で、9ページの資産合計額と同額であります。

次に、12、13ページには、会計処理の基準及び手続を注記として記載しております。

以上が議案第65号「平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきましの決算説明であります。

なお、決算書の14ページ以降に決算附属書類を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（瀨中佳芳子議員） 次に、尾上水道部長。

〔水道部長（尾上廣宣君）登壇〕

水道部長（尾上廣宣君） それでは、議案第66号「平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきまして御説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、平成30年度の水道事業の概況について御説明申し上げます。

決算書の13ページをごらんください。

平成30年度の給水戸数は9,369戸で、前年度に比べて104戸の減であり、普及率は99.9%でございます。年間総給水量は378万1,118立方メートル、前年度と比較すると、給水量で8万4,871立方メートルの減、有収水量で9万9,269立方メートルの減となっております。

有収水量の減少は、大口使用量の減少が主な原因と考えております。

建設改良と維持管理につきましては、上水道において、中川、倉ノ谷町、大曾根、泉町地内の配水管布設替工事及び泉加圧ポンプ場加圧ポンプ取替工事を実施いたしました。

簡易水道においては、賀田、三木浦、古江、曾根地内の配水管布設替工事及び早田地内配水管改良工事、賀田第1（北）浄水場送水ポンプ取替工事、三木浦第1浄水場送水ポンプ取替工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、事業収益5億1,065万7,

978円に対し、事業費用4億8,604万9,550円で、差し引き2,460万8,428円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

決算書の1ページをごらんください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款水道事業収益、予算額5億4,628万4,000円に対し、決算額は5億4,849万3,621円で、予算額を220万9,621円上回っております。

次に、支出の第1款水道事業費用、予算額5億3,485万7,000円に対し、決算額は5億1,938万5,271円で、1,547万1,729円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入、予算額1,808万円に対し、決算額は1,961万4,840円で、予算額より153万4,840円上回っております。

次に、支出の第1款資本的支出、予算額2億7,511万9,000円に対し、決算額は2億6,804万1,163円であり、不用額は707万7,837円となりました。

資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額2億4,842万6,323円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額442万1,306円、当年度損益勘定留保資金1億9,955万8,973円、減債積立金4,444万6,044円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書をごらんください。

1、営業収益4億7,596万5,007円から2、営業費用4億3,165万5,019円を差し引いた4,430万9,988円が営業利益で、これに3、営業外収益3,469万2,971円を加え、4、営業外費用5,410万2,270円を減額しますと、経常利益は2,490万689円となります。この経常利益に6、特別損失29万2,261円を減額した2,460万8,428円が当年度純利益となります。

これに昨年度繰越利益剰余金2億9,759万8,748円と、減債積立金の取り崩しにより発生するその他未処分利益剰余金変動額4,444万6,044円を加えた3億6,665万3,220円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をごらんください。

資本金当年度末残高は19億1,064万8,332円となっております。

剰余金のうち、資本剰余金につきましては、前年度末残高と同額の4,682万388円となります。

利益剰余金の部では、減債積立金は、補填財源として使用した4,444万6,044円を減額した2億452万498円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が未処分利益剰余金に計上されます。

建設改良積立金は、前年度末残高と同額となります。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金3億6,665万3,220円で、利益剰余金合計は6億4,760万9,674円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について、本議案において一括して御審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金3億6,665万3,220円のうち、減債積立金の使用に伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額と同額分4,444万6,044円を資本金へ組み入れ、残額の3億2,220万7,176円を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、8ページから10ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、8ページの資産の部であります。1、固定資産は、(1)有形固定資産から(3)投資その他の資産までの合計で52億5,061万7,319円であります。

2、流動資産は、(1)現金預金から(4)その他流動資産までの合計で7億6,453万8,992円で、資産合計は60億1,515万6,311円となります。

次に、9ページの負債の部であります。3、固定負債は、(1)企業債と(2)引当金の合計で27億6,103万6,062円となります。

4、流動負債は、(1)企業債から(4)その他流動負債までの合計2億8,147万653円となり、5、繰延収益3億6,757万1,202円を合わせた負債合計は、34億1,007万7,917円となります。

次に、10ページの資本の部では、資本金といたしまして19億1,064万8,332円。

7、剰余金といたしまして、(1)資本剰余金4,682万388円、(2)利益剰余金6億4,760万9,674円となり、資本剰余金と利益剰余金を加えた剰余金合計は6億9,443万62円で、資本合計は26億507万8,394

円となります。

負債資本の合計は60億1,515万6,311円となり、8ページ、二重線を引いております資産合計の額と一致しております。

次の11ページ、12ページは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の説明といたします。

なお、決算書の13ページから31ページまで決算附属書類を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第26、議案第67号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（濱中佳芳子議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案書の40ページをごらんください。

議案第67号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」につきましては、現教育長二村直司氏の任期が本年10月10日をもって満了となることから、新たに出口隆久氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

出口氏は人格が高潔で、教育現場だけでなく、本市教育委員会や尾鷲市教育事務所などでも要職を歴任されるなど、教育行政に関し識見を有しており、本市の教育長として適任であると考えております。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第26、議案第67号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(濱中佳芳子議員) 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第67号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第27、議案第68号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(濱中佳芳子議員) ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長（加藤千速君） それでは、議案書の42ページをごらんください。

議案第68号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、現教育委員北裏佳代氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますが、教育、文化に識見を有する北裏氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決を行います。

日程第27、議案第68号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第68号については、原案のとおり同意す

ることに決しました。

次に、日程第28、報告第11号「平成30年度健全化判断比率及び平成30年度資金不足比率の報告について」から、日程第29、報告第12号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業報告及び決算について」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の44ページをごらんください。

報告第11号「平成30年度健全化判断比率及び平成30年度資金不足比率の報告について」につきましては、本市の平成30年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、45ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業においては、水道事業会計では資金不足が生じていないものの、病院事業会計では3.3%の資金不足比率が生じたことを報告させていただきます。

次に、46ページの報告第12号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業報告及び決算について」につきましては、生涯学習課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） この後、正午を過ぎると思われませんが、会議を続行いたします。

生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（野地敬史君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） それでは、報告第12号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業報告及び決算について」につきまして御説明いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

平成30年度事業報告及び決算の1ページをごらんください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには、設立目的、設立年月日、事務所、基本財産、事業内容、役員構成等が記載されております。これに基づき運営されております。

2 ページ、3 ページには、平成30年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。

次に、4 ページをごらんください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり、合計3万6,951人で、昨年度と比べ3,010人の減となっております。主な要因として、平成30年度においては、平成29年度の貸館事業において開催された民間団体の大型記念イベント等の貸館事業などがなかったこと等によるものであります。

次に、5 ページには、催物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6 ページ、7 ページをごらんください。

これは本振興会が主催及び共催した事業であります。

コンサート、映画、せぎやま倶楽部の発表会、尾鷲節コンクール及び「夢舞台」発表会など、計16回の事業を実施しております。

次に、8 ページの貸借対照表をごらんください。

I、資産の部ですが、1、流動資産と2、固定資産を合計した資産合計は5,562万9,204円で、II、負債の部では、1、流動負債と2、固定負債を合計した負債合計が1,494万1,682円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額4,068万7,522円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、9 ページの正味財産増減計算書をごらんください。

(1) 経常収益の内訳は、①基本財産運用益が1万8,448円、これは基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が689万8,348円で、内訳といたしまして、入場料収益が79万9,200円、刊行物等販売収益が23万7,378円、これは、自販機売捌手数料及び刊行物等物販手数料であります。貸館利用料収益は586万1,770円となっております。

次に、③雑収益は、公衆電話通話料等の3,800円であります。

④……。

議長（濱中佳芳子議員） 課長、少々お待ちください。正午の時報が間もなく鳴りま

すので、それまで少しお待ちいただければと思います。

[休憩 午前 11時59分]

[再開 午後 0時00分]

議長（瀨中佳芳子議員） 再開いたします。

教育委員会生涯学習課長（野地敬史君） ④管理受託収益は4,989万1,000円で、これは、尾鷲市と委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は5,681万1,596円であります。

次に、（2）経常費用の①事業費をごらんください。

このうち主な事業経費といたしましては、給料手当667万1,136円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金797万904円は嘱託職員3名分の賃金、福利厚生費232万9,790円は職員1名、嘱託職員3名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費880万5,384円、賃借料93万1,443円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託費1,685万9,927円は、自主事業公演委託料等であります。

手数料203万7,066円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費計は4,938万7,691円となります。

次に、②管理費をごらんください。

この費用は、文化会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なものは、臨時雇用賃金279万4,966円は、嘱託職員1名分の賃金であります。

次に、10ページ、委託費130万9,547円は、会館保守管理業務委託費であります。

経常費用計につきましては5,580万409円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額101万1,187円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税46万9,800円を差し引いた54万1,387円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高4,014万6,135円を加えますと、一般正味財産期末残高は4,068万7,522円となり、8ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、11ページから12ページまでは、先ほど御説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成24年度までは法人会計のみの経理でよかったものが、平成25年度からは公益目的事業会計、収益事業等会計法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲節コンクール等の共催事業並びに貸館事業であります。教育委員会が実施している成人式等も公益目的事業として取り扱われております。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることが条件となっております。平成30年度の公益比率は78.4%ですので、公益目的を果たしているものであります。

また、公益目的事業会計の経常収益計の金額よりも経常費用計の金額が上回る必要があります。これは、11ページの経常収益計が4,163万1,002円に対しまして、12ページの経常費用計が4,377万1,123円であり、214万121円上回っておりますので、条件を満たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は、文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、13ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3,000万円は、ごらんの金融機関に預貯金されております。特定資産の当期増加額は51万168円で、当期末残高合計は4,980万8,356円となります。

次に、14ページは固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、15ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I、資産の部では、流動資産合計581万683円と固定資産合計4,981万8,521円を合わせた資産合計が5,562万9,204円であります。II、負債の部では、流動負債合計212万3,871円と固定負債合計1,281万7,811円を合わせた負債合計は1,494万1,682円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は4,068万7,522円となります。

次に、16ページには、本年5月28日に実施しました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第12号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年

度事業報告及び決算について」につきましての御説明とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で説明は終わりました。

これより、報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第30、発議第5号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（濱中佳芳子議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

1番、三鬼孝之議員。

〔1番（三鬼孝之議員）登壇〕

1番（三鬼孝之議員） それでは、発議第5号につきまして、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）でございます。

過疎対策については、昭和45年、過疎地域対策緊急措置法を制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川などの氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的、公益的機能は国民共有の財産であ

り、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要である。

過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市を含めた国民全体の安心安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で、提案説明は終わりました。

これより、発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第30、発議第5号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、あす9月4日から9月8日までを休会とし、9日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

なお、連絡事項がございます。

この後、12時25分より第一委員会室において議会運営委員会を開催していただき、議会運営委員会終了後、第二、第三委員会室で全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 0時14分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 上 岡 雄 児

署 名 議 員 三 鬼 和 昭